



よつば会だより

2018 年 9 月号

発行:NPO 法人

尾道こころネットよつば会事務局

尾道市 栗原東 2 丁目 17-86

TEL・FAX 0848-37-6600

7月から8月にかけての天候は異常づくめでした。7月上旬の西日本豪雨は多くの地域に大きな被害をもたらしました。そして、7月9日の中国地方の梅雨明け、これも例年に比べて異常に早いものでした。その後、連日の猛烈な暑さ、危険な暑さという表現が使われていました。7月29日に台風12号が西日本を東から西の進路で通過し、向島にも15ミリ程度の雨を降らせましたが、その後雨はなく、8月23日の台風20号の襲来も雨をもたらすことなく、2ヶ月近く日照りの毎日となりました。この異常さが毎年のこととならないよう祈っています。



障害者 職場での虐待最多 ～経済的虐待が大半に～

8月23日の産経新聞に、「障害者 職場での虐待最多」という見出しの記事があり、その一部を紹介します。

「職場で雇い主や上司から虐待を受けた障害者が平成29年度597事業所(前年度比16ヶ所増)で1308人(同336人増)に上り、過去最多になったことが、22日に公表された厚生労働省の調査で分かった。知的障害者が498人で最も多かった。同省担当者は、社会全体で関心が高まっており、通報の増加につながったと分析している。虐待の種別では、賃金未払いや最低賃金を下回る金額しか払わないなどの経済的虐待が1162人と大半を占める」

記事の最後に、働く障害者の支援に取り組む早田賢史弁護士の「声を挙げる障害者が増えたと評価できるが、実際は泣き寝入りしている人が何倍もあり、氷山の一角だ。企業全体で障害者の特性を理解し、働きやすい職場づくりに取り組まなければならない」とのコメントがありました。障害者雇用の水増しが、中央省庁をはじめ相次いで見つかるなど、障害者の生活環境には、まだまだ課題が多いと感じました。



「長男の一人暮らし」の文章から学ぶ



よつば会だより8月号に、「長男の一人暮らし」と題した、ある母親の文章を掲載しました。その文章をもとに7月の「よつば会家族教室」で話し合いました。参加者の多くの方が、「お母さんの気持ちが伝わってくるいい文章だ」と感想を述べていました。話し合いは、親なき後を考える上で参考になることを文章から見出してみようということで進めました。出された話をいくつか紹介します。

- 相談支援専門員の方たちが、一人暮らしに必要な情報や生活保護の申請、一人暮らしのためのアパートさがしなどを、親身になってやってくれたということ。これは相談をもちかけると、それに応じてくれる人がいますよということを教えてくれている。
- 一人暮らしに慣れていかないと、後悔しても遅いということ。これは私たちが常に考えていることだが、実行に移すふんざりがつかないままに毎日を過ごしている。「後悔しても遅い」という言葉に、改めて考えさせられた。
- 服薬は「訪問看護」の方が、それとは別に「生活支援」の方が、それぞれ週一回訪問してくれているということ。一人暮らしは誰ともつながりの無いひとりぼっちの生活ではない。福祉サービスの利用を通して支援者とのつながりを持てるのだ。
- 向こうから何か言ってこない限り、こちらから突かないようにしていることや、当然ですが金銭の援助はしませんということ。子どもに思い切って一人暮らしをさせても、電話が度々かかってくると、親の方がこころが揺れてしまう。「子どもに寄り添うだけが愛情ではないのだ」と自分に言い聞かせているお母さんを見習わないといけな。

8月の活動報告

- 05日 当事者との交流会 (サロンよつば)
- 29日 家族の SST (市民センターむかいしま)

9月の活動予定

- 09日(日) 当事者との交流会 (サロンよつば)
- 29日(土) よつば会家族教室 (市民センターむかいしま)





～ 親なき後を見据えて課題に向き合う～ 「地域生活支援拠点等」講演会参加報告



8月10日に総合福祉センターで、「尾三圏域の地域生活支援拠点等の整備」についての講演会があり参加しました。「地域生活支援拠点等」は、障害者が地域で安心して生活できるための支えとなる仕組みを整備しようというものです。厚生労働省が打ち出したもので、平成27年度から全国9カ所の市・区でモデル事業としての取り組みが行なわれてきました。今回の講演会はモデル事業に取り組んだ大分市の事例の紹介でした。講師は大分市の社会福祉法人シンフォニーの理事長村上和子さんでした。今、全国の全ての市町村または各圏域に、少なくとも一つの拠点を整備することが求められています。尾道市の第5期障害福祉計画の中にも、「地域生活支援拠点等の整備」が盛り込まれています。その説明として次のような文章が掲載されています。

「国の基本方針では、平成32年度末までに地域生活支援拠点等を市内または圏域で少なくとも1つを整備するという目標値が設定されています。地域生活支援拠点等は、障害のある人の重度化・高齢化や『親なき後』を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害のある人や児童とその家族が安心して生活するため、必要な5つの機能(①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)を備えた体制として、整備が求められているものです。地域の複数の機関が機能を分担し、居住支援機能と地域支援機能を一体的に提供する整備(面的な整備)も想定されています」

この5つの機能の整備に尾道市も取り組むことになるのですが、行政だけですべてを行っていくことは不可能です。必然的に障害福祉サービス事業所や医療機関などの協力が求められます。拠点を軸にして関係者のネットワークが機能する体制づくりが必要です。今回の講演会は、参加対象が「尾道市・三原市・世羅町内で障害福祉サービス等を供給されている事業所」となっていました。事業所に「地域生活支援拠点等」とは具体的にどのようなものか、事業所はどう関わっていくのかなどを理解してもらうための講演会でした。講演内容のごく一部ですが、紹介します。尾道市の「地域生活支援拠点等」の説明の中にもある5つの機能について、村上さんが用意された資料の中では次のように説明しています。

- ・ **相談** 緊急の事態等の相談支援や地域での暮らしの相談等、障がい者やその家族からの相談に応じる機能。
- ・ **体験の機会・場** 障がい者の親元からの自立等にあたって、グループホーム、一人暮らしの体験の機会や場を提供する機能
- ・ **緊急時の受け入れ・対応** 障がい者の急な発作やパニック、保護者の急な入院等について緊急時に必要な対応を行う機能
- ・ **専門性** 医療的なケアが必要なもの、行動障がい者等について、専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な人材の養成を行う機能
- ・ **地域の体制づくり** 障がい者等の様々なニーズに対応できるサービス提供体制や、それらを提供できる地域の体制整備等

尾道市ではこれから自立支援協議会に作業部会を設置して、協議を進めていくことになっています。「地域生活支援拠点等」がいい形で整備されれば、障害者が相談したり、緊急時に支援を求めたりすることがしやすくなり、安心につながるでしょう。これからどのような協議がなされ、どのように具体化していくかを見守っていきたいと思っています。(N.T)